

加賀市共生農業推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、加賀市共生農業推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、ラムサール条約湿地の片野鴨池などに飛来する水鳥が餌場とする周辺水田の環境を守るため、化学合成農薬および化学肥料の使用を抑え、自然界の生きものとの共生を図る農業（以下「共生農業」という）を推進することを目的とする。あわせて、共生農業により生産された農産物のイメージアップに取り組むことにより、農家の生産意欲向上を図ることも目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共生農業の推進に関すること
- (2) 農産物のイメージアップに関すること

(組 織)

第4条 本協議会は、学識経験者、自然保護団体の代表、生産農家グループの代表等で構成する。

(役 員)

第5条 本協議会に会長および副会長を置く。

(役員の仕事)

第6条 会長は本協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(役員の仕事)

第7条 会長および副会長の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 本協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 委員はやむを得ない理由があるときは、会長の同意を得て、代理人を出席させることができる。この場合、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

(庶 務)

第9条 本協議会の庶務は、大聖寺下福田町生産組合内あぢの郷米部会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は平成28年9月13日から施行する。

共生宣言制度 事務手続の流れ

